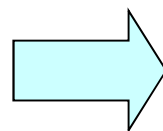


定期報告対象の見直し【特殊建築物】

記号	用途	規模(その用途にかかわる範囲)	報告の時期
A	学校又は体育館	2000㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	2年に1回
B	病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く)、児童福祉施設等	300㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	2年に1回
C	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	200㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	毎年1回
D	百貨店、マーケット、公衆浴場又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	500㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	毎年1回 (1000㎡未満のものは2年に1回)
E	ホテル又は旅館	300㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	毎年1回 (1000㎡未満のものは2年に1回)
F	下宿、寄宿舎又は共同住宅	300㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	3年に1回
G	博物館、美術館、図書館、ボーリング場又は水泳場	2000㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	3年に1回
H	事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1000㎡を超えるものに限る)	3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	3年に1回



記号	用途	規模(その用途にかかわる範囲)	報告の時期
A	学校又は体育館	2000㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	3年に1回
B	病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く)、児童福祉施設等	300㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	2年に1回
C	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	200㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	毎年1回
D	百貨店、マーケット、公衆浴場、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場	500㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	毎年1回 (1000㎡未満のものは2年に1回)
E	ホテル又は旅館	300㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	毎年1回 (1000㎡未満のものは2年に1回)
F	下宿、寄宿舎又は共同住宅(3階以上で延べ面積が1000㎡以上のものに限る)	3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	3年に1回
G	博物館、美術館、図書館、ボーリング場又は水泳場	2000㎡以上又は3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	3年に1回
H	事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1000㎡を超えるものに限る)	3階以上の階で当該用途が100㎡を超えるもの	3年に1回

- ・記号Aの学校又は体育館の用途の報告の時期を「2年に1回」→「3年に1回」に変更。
- ・記号Dの用途にキャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場を追加。
- ・記号Fの用途の規模を「300㎡以上」を「3階以上かつ延べ面積が1000㎡以上のもの」に変更。